

6 消安第 7720 号
令和 7 年 3 月 26 日

各植物防疫所長 殿
各登録検査機関の長 殿

消費・安全局 植物防疫課長

輸出植物検疫規程別表第 2 に掲げる「植物等の種類」について

「輸出検査実施要領」（令和 5 年 2 月 20 付け 4 消安第 5904 号消費・安全局長通知。）に基づき実施する目視検査については、輸入国が要求する数量等が明確でない場合、「輸出植物検疫規程」（昭和 25 年 8 月 4 日農林省告示第 231 号。）第 4 条第 1 項第 4 号に規定する数量等を抽出し実施するものとしています。

このため、検査の数量の判断にあたっては、統一的な運用を行うため別紙の分類の考え方をもとにするようお願いいたします。

輸 出植物検疫規程 別表第 2 に掲げる「植物等の種類」について

植物等の分類一覧表

輸出植物検疫規程別表第 2 に掲げる植物等の種類	
一 木本、草本、つる性及びシダ類の植物及び部分であつて栽培の用に供するもの	いぶき、いろはもみじ、クレマチス、くろまつ、ごようまつ、さつき、つつじ、とうかえで、ペチュニア、ホウライシダ等
二 生茎、生塊茎、根茎等の球根類及びその部分であつて栽培の用に供するもの	アネモネ、アマリリス、うこん、えんれいそう、こんにやく、さつまいも、サフラン、たまねぎ、にんにく、ばれいしょ、ひがんばん、やまのいも、ゆきもちそう、ゆり等
三 種子であつて栽培の用に供するもの	えんどう、かぼちや、すいか、だいず、とうもろこし、にがうり、ひまわり、メロン等
四 特殊容器に封入された植物及びその部分であつて栽培の用に供するもの	
五 切り花	カトレア、カーネーション、きく、ばら、ライラック等
六 生果実	うんしゅうみかん、オレンジ、なし、りんご等
	あんず、いちじく、うめ、かき、きんかん、さくらんぼ、びわ、ぶどう、もも等
	キウイフルーツ、こけもも、すぐり、ブルーベリー等

分類の考え方（輸出検査実施要領別表 1 の目視検査 8 ）に規定する物品を除く）
地上部を有し、栽培の用に供する植物には、挿し穂、接ぎ穂及びむかごを含む。
球根類とは、根茎、球茎、鱗茎、塊茎、塊根又は担根体を地中又は地際に形成するであつて、地上部の無いもの、芽が小さく展葉していないもの又は地上部の大部分が切除されているものをいい、その部分とは、木子、子球、鱗片等の植物の部分进行いう。 本項には、球根類のほか、地上部のない栽培の用に供する植物を含む。
栽培の用に供する種子には、授粉用花粉、シードマット等の形態を含む。
特殊容器に封入された植物とは、試験管、フラスコ、プラスチック容器等に封入された組織培養体、小売り用小袋に封入された種子、缶詰種子、小売り容器入り花粉等进行いう。
切り花とは、観賞用の切花、切り枝又は花束（ブーケ、コサージュ等）进行いう。
次のいずれかに該当する植物。 （１）かんきつ類（小型のかんきつ類を除く。）：うんしゅうみかん、オレンジ、ぶたん、ぼんかん、ゆず、レモン等 （２）仁果類（大型の生果実）：りんご、にほんなし、せいようなし等 （３）上記と同程度の大きさの生果実及びそれらよりも大型の生果実：パイナップル、パパイヤ、マンゴウ等
次のいずれかに該当する植物。 （１）核果類（大型及び小型の生果実を除く）：あんず、うめ、さくらんぼ、すもも、もも等 （２）液果類（大型及び小型の生果実を除く）：かき、ぶどう等 （３）仁果類（大型及び小型の生果実を除く）：びわ等 （４）小型のかんきつ類：きんかん、かぼす、すだち等 （５）上記と同程度の大きさの生果実：いちじく、ライチ（れいし）、あけび、パッションフルーツ（くだものとかい）等
次のいずれかに該当する植物。 （１）上記 2 区分に該当しない小型の生果実：キウイフルーツ、こけもも、すぐり、ブルーベリー、さるなし（ベビーキウイ）、さんしょう等 （２）細断加工された生果実

輸出植物検疫規程別表第 2 に掲げる植物等の種類		分類の考え方（輸出検査実施要領別表 1 の目視検査 8 ）に規定する物品を除く）
七 生野菜	かぼちや、すいか、メロン等	大型の果菜類：かぼちや、すいか、とうがん、ペポカボチャ（ズッキーニを除く。）、まくわうり、メロン等
	かぶ、キャベツ、きゅうり、ごぼう、さつまいも、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、ながいも、にんじん、レタス、れんこん等	次のいずれかに該当する植物。 （１）果菜類（大型の果菜類及び小型の果菜類を除く。）：きゅうり、トマト、ペポカボチャ（ズッキーニ）、とうもろこし、なす等 （２）結球する葉菜類：キャベツ、レタス、はくさい等 （３）茎葉類：たまねぎ、にんにく、くわい、セロリー、みずな等 （４）根菜類（中小型の根菜類を除く。）：かぶ、ごぼう、さつまいも、さといも、だいこん、ながいも、にんじん、れんこん、しょうが、セロリアック、ゆり根（食用）、わさびだいこん等
	アスパラガス、たけのこ、ねぎ、ブロッコリー、みょうが、らつきよう、わさび等	次のいずれかに該当する植物。 （１）茎菜類：アスパラガス、さとうきび、たけのこ、うど、つくし等 （２）細長の葉菜類：ねぎ、あさつき、こごみ、ぜんまい、のびる、わけぎ、わらび等 （３）花菜類：ブロッコリー、カリフラワー、みょうが、アーティチョーク、にんにくの花茎、ふきのとう等 （４）中型の根菜類：らつきよう、わさび（地下部）等
	いちご、えんどう、ししとう、食用花、そらまめ、とうがらし、にら、ピーマン、ほうれんそう等	次のいずれかに該当する植物。 （１）小型の果菜類：いちご、えんどう、ししとう、そらまめ、だいず、とうがらし、ピーマン、おくら、ベビーコーン、ミニトマト等 （２）葉菜類（結球するもの及び細長のものを除く。）：にら、ほうれんそう、うるい、おかひじき、かきの葉（料理用）、きばなすずしろ（ルッコラ）、こしあぶら、こまつな、しそ、じゅんさい、すいぜんじな、スプラウト類、たらのき、チコリ、芽キャベツ、ハーブ類、はまぼうふう、ふき、ぼうふう、みつば、むかご、モロヘイヤ、わさび（地上部）、からしな等 （３）食用花：エディブルフラワー等 （４）小型の根菜類：ミニキャロット、薬用にんじん等 （５）細断加工された生野菜、混合野菜類

輸出植物検疫規程別表第 2 に掲げる植物等の種類		分類の考え方（輸出検査実施要領別表 1 の目視検査 8）に規定する物品を除く）
八 か穀類の種子であつて栽培の用に供しないもの	えんばく、おおむぎ、こむぎ、精米、そば等	か穀類（ひき割り、粉碎等の加工が行われたものを含む。）：いね属、おおむぎ属、こむぎ属、そば属、まこも属等 豆类（ひき割り、粉碎等の加工が行われたものを含む。）：いんげんまめ属、えんどう属、ささげ属、そらまめ属、だいず、とうもろこし属、ひよこまめ属、ひらまめ属、らっかせい属、混合豆類等 次のいずれかに該当する植物。 （１）種子類（か穀類及び豆类を除く。）：あぶらつばき、あま、ごま、とうごま、やし科、つばき、あぶらな属等 （２）肥料用、飼料用乾燥牧草（わら類を除く）、バイオマス燃料の植物：大豆かす、ふすま、アルファルファ、チモシー、ヘイキューブ類、ペレット類等 （１）し好品：コーヒー豆、ハーブ類、葉たばこ等 （２）乾燥果実：あんず、いちじく、かき、ぎんなん、くちなし、しなさるなし、すもも、なし、なつめ、ぶどう、もも、りんごの果実、くり、くるみ、とちの実、どんぐり、はすの実等 （３）乾燥野菜：いちご、とうがらし、たけの皮等 （４）観賞用：さく葉標本、ドライフラワー、ポプリ、松かさ、ほお葉等 （５）培養資材：ココピート、ピートモス、みずごけ、混合培養資材等 これらのひき割り、粉碎等の加工が行われたものを含む。 わら類：稲わら、麦わら、むしろその他のわら工品 製材、丸太、木材こん包材、竹材 農業用機械及びそれに類似する機械類 きのご菌床、竹工品、ほだ木、薪、木材チップ、木製装飾品、木片、畳及び抽出による検査を要する物品
九 豆类の種子であつて栽培の用に供しないもの	あずき、いんげんまめ、えんどう、ささげ、だいず、とうもろこし、やえなり、らっかせい等	
十 油料種子であつて栽培の用に供しないもの及び肥料用又は飼料用植物	あぶらつばき、あま、ごま、とうごま、やし科等	
十一 し好品・香辛料及び薬料・染料類であつて栽培の用に供しないもの	乾燥果実、乾燥野菜、ぎんなん、コーヒー、とうがらし、ドライフラワー、ハーブ類等	
十二 わら類	稲わら、麦わら、むしろその他のわら工品	
十三 木材	製材及び丸太	きのご菌床、竹工品、ほだ木、薪、木材チップ、木製装飾品、木片、畳及び抽出による検査を要する物品
十四 中古農業機械		
十五 前各項に掲げるもの以外の植物及び容器包装		